

## 令和6年度 既修得単位認定申請について（他大学等）

本学及び他の大学又は短期大学（外国の他の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は退学した者が、新たに本学の第1年次に入学した場合、入学前に修得した単位について教育上有益と認める場合は、学則第40条の規定により本学で修得した単位として認定することがあります。この場合、教養教育科目として30単位の範囲内で所属学部において認定します。

単位の認定を希望する学生は、所定期間内に教務企画室で手続きを行ってください。なお、手続き時には以下の書類が必要ですので、あらかじめ準備してください。

提出期間：4月8日（月）～ 4月11日（木）9時～17時

提出先：教務企画室 教務担当（滝子キャンパス1号館1階）

※締切厳守です。申請受付は入学年度に当機会一度限りとなります。

### 【提出書類】

- ・既修得単位認定申請書（提出票）
  - ・既修得単位認定申請書（A群用、B群用）
  - ・重複申請科目内訳書（必要な場合）
  - ・申請科目一覧表
  - ・既修得科目のシラバス（A4サイズに揃えて提出）
- } 必要な部数を適宜印刷して下さい。

シラバスが用意できない場合は、講義資料などの授業概要がわかる書類を提出してください。

- ・履修要項、履修ガイド等（履修方法、カリキュラム等が掲載されている冊子の写し）
- ・学業成績証明書原本（前所属大学の離籍後に取得されたもので、発行後3か月以内のもの）

### 【申請書記入にあたっての注意事項】

既修得単位の認定にあたり、本学の科目は次のとおり区分され、区分ごとに申請書が異なります。

区分	授業科目	認定条件等
A群	一般教養科目 語学科目	認定を受けようとする既修得科目が、本学の科目区分分野に含まれると認められるものについて、 <u>区分ごとに認定</u> します。
B群	基礎科目 情報科目 健康・スポーツ科目	認定を受けようとする既修得科目の授業内容が、本学の科目と同一の内容と認められるものについて、 <u>科目ごとに認定</u> します。

### A群

#### ・大学特色科目

本学を卒業あるいは退学した学生で、「大学特色科目」の単位を修得した学生のみ申請することができます。他大学での修得単位では申請できません。

#### ・現代社会の諸相、文化と人間性の探求、人間と自然、自然と数理の探求

所属学部の修得必要単位数に基づき申請してください。どの分野で申請するか迷った場合には、分野変更を含め判定しますので、該当すると思われる区分に○を付してください。ただし、1つの既修得科目を2つ以上の分野で申請することはできません。

## ・英語

本学の英語科目は複数開講されていますが、既修得単位認定においては、全て「英語科目」として申請して下さい。

## ・その他の言語

本学で開設していない言語科目でも申請できます。

## **B群**

学部ごとに開講されている科目が異なりますので、注意して申請してください。

既修得の単位数が本学の科目の単位数に満たない場合は申請できません。

すでに単位修得した科目に対し、本学において認定を受けようとする科目が2つ以上に渡る場合は、別紙「重複科目申請内訳書」も併せて提出してください。

## **A群・B群共通**

- ・ A群の申請書は区分ごとに1部、B群の申請書は1科目につき1部、作成してください。
- ・ 申請書ごとに申請書とシラバス（重複科目申請内訳書がある場合はそれも併せて）をセットにして、クリップ止め（ホチキス留めしない）で提出してください。
- ・ 申請書は必ずボールペンで記入してください。また誤って記入した場合はすべて書きなおすか、二重線で消し、訂正印を押してください。
- ・ 本学のシラバスは、入学以降に学務情報システムから閲覧できるようになります。それ以前にご覧になりたい方は、教務企画室に設置のファイルで確認してください。
- ・ 履修登録期間には、既修得単位の認定が無いものとして必要な科目を全て履修登録し、認定されるまでは授業に出席してください。審査結果通知後、履修登録の修正を希望する場合は、結果通知の際に教務企画室 教務担当へ申し出て下さい。

### 【成績評価と認定単位数の調整】

- ・ 認定された科目の成績評価は行わず、成績通知書には全て「認」と表示され、GPAの計算対象外となります。
- ・ 判定の結果、認定単位数が30単位を超える場合は事務から該当者へ個別に連絡し、相談のうえ調整します。

### 【審査結果通知】

4月下旬以降に学務情報システムを通してお知らせします。

問い合わせ・書類提出先（平日9～17時受付）  
名古屋立大学 教務企画室 教養担当  
TEL：052-872-5803